重　要　事　項　説　明　書

－短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護－

（令和８年８月１日現在）

１．当施設が提供するサービスについての窓口

電話番号　　０７３－４９５－３２１６

担　　当　　増田　英利子

※　ご不明な点は、なんでもおたずね下さい。

２．特別養護老人ホーム美里園の概要

（１）提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホーム　美里園
住所地	和歌山県海草郡紀美野町安井６番地１
介護保険指定番号	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 ３０７１１００６３（併設） ３０７１１００４１０（ユニット）

（２）同施設の職員体制

職　　種	資　　格	計
管理者	社会福祉施設士	(1) 名
医師	医師	(2) 名
生活相談員	介護福祉士	(1) 名
栄養士	栄養士	(1) 名
機能訓練指導員	柔道整復士	(1) 名
	看護師	(1) 名
介護支援専門員	介護支援専門員	(1) 名
看護職員・介護職員		常勤換算４名以上

（　）内は他の職種と兼務です。

（３）同施設の設備の概要

定　員	１３名	静養室	１室　１床
居　室	個室　　１室（１室　８．８㎡）	医務室	１室
	個室　　１２室（１室１４．６㎡）	食　堂	２室
	機能訓練室　　１室	相談室	１室
浴　室	一般浴槽と個人浴槽と特殊機械浴槽があります。		

３．サービスの概要

①食　事

・栄養士の立てる献立により、栄養ならびに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

・利用者の自立支援のために離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝　食　　７：００～　８：３０

昼　食　１１：３０～１３：００

夕　食　１７：００～１８：３０

②入　浴

・入浴または清拭は週２回以上行います（希望があれば随時入浴を行います。但し一般浴に限ります）。

・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排　泄

・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います（身体状況・加齢により、オムツ使用になる場合もあります）。

④機能訓練

・利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能回復または、その減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

・医師や看護師が、健康管理をおこないます。

⑥その他自立への支援

・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

清潔で快適な生活を送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

４．利用料金

（１）基本料金

①施設利用料

	１日あたりの利用料金（空床室）	介護保険適応時の１日あたりの自己負担（空床室）	１日あたりの利用料金（個　室）	介護保険適応時の１日あたりの自己負担（個　室）
要支援１	4,510 円	451 円	5,290 円	529 円
要支援２	5,610 円	561 円	6,560 円	656 円
要介護１	6,030 円	603 円	7,040 円	704 円
要介護２	6,720 円	672 円	7,720 円	772 円
要介護３	7,450 円	745 円	8,470 円	847 円
要介護４	8,150 円	815 円	9,180 円	918 円
要介護５	8,840 円	884 円	9,870 円	987 円

②機能訓練体制加算　　１日あたり 120 円　　（空床室・多床空のみ）

ただし、介護保険適用時の自己負担額は 12 円です。

③看護体制加算Ⅰ　　１日あたり 40 円　　（空床室・多床空のみ）

看護体制加算Ⅱ　　１日あたり 80 円　　〃

ただし、介護保険適用時の自己負担額は４円、８円です。

④短期生活夜間職員配置加算　Ⅱ　ユニット型

⑤短期生活夜間職員配置加算　Ⅲ　（空床室・多床空）

⑥介護職員等処遇改善加算Ⅱ　　利用合計の 17.2%が必要です。

⑦食費（1日 1,545 円：朝 363 円　昼 591 円　夕 591 円）

日　額	対象者（非課税世帯）	食　費
1段階	市町村民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者 生活保護受給者	300 円
2段階	市町村民税課税世帯で、本人の合計所得金額が課税年金収入額の合計が年 80 万円以下の人	600 円
3段階①	市町村民税非課税世帯で合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の人	1,000 円
3段階②	市町村民税非課税世帯で合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が 120 万円超の人	1,300 円
4段階	市町村民税課税世帯の人	1,545 円

⑦滞在費

日　額	対象者（非課税世帯）	滞在費 （多床室）	滞在費 （個室）
1段階	市町村民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者 生活保護受給者	0 円	880 円
2段階	市町村民税課税世帯で、本人の合計所得金額が課税年金収入額の合計が年 80 万円以下の人	430 円	880 円
3段階①	市町村民税非課税世帯で合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の人	430 円	1,370 円
3段階②	市町村民税非課税世帯で合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が 120 万円超の人	430 円	1,370 円
4段階	市町村民税課税世帯の人	915 円	2,066 円

（2）その他の料金

①理美容費

理美容院を希望する場合は実費となります。

②送迎費

片道　1,840 円

ただし、介護保険適応時の自己負担は 184 円です。

③その他

上記のほかレクリエーション費・買い物サービスの費用は自己負担となります。

日常費用支払代行については別途資料をご覧下さい。

（3）キャンセル

キャンセルについては、送迎等の都合もありますので、当日の朝９：００までにご連絡ください。

（4）利用の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

・利用者が中途退所を希望した場合

・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合

・利用中に体調が悪くなった場合
・他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

（５）支払い方法

短期入所生活介護の終了後　翌月に請求書をお渡ししますので１４日以内にお支払い下さい。お支払いいただきますと，領収書を発行します。

お支払い方法は現金払いか郵便局口座引き落としになります。

５．サービスの利用方法

（１）サービスの利用申し込み

まずは、お電話等でお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用予約は３ヶ月前からできます。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

（２）サービス利用契約の終了

①利用者のご都合でサービス利用予約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、電話等でのお申し出によりいつでも解約できます。

②自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約の終了し、予約は無効となります。

・利用者が介護保険施設に入所した場合
・介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

※この場合に限り、予約有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約する事ができます。

③その他

利用者がサービス利用料金の支払いを３ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず７日以内に支払わない場合、利用者や家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は１５日までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがあります。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

６．当施設のサービスの特徴

「安心と安らぎの環境」づくり

利用者の希望を尊重し、その人らしい質の高い生活を送っていただけるよう支援していくことを基本とし、“人に優しい”施設として安心と安らぎの生活の場を提供して行くものとする。

（1）サービス利用のために

事項	有無	備考
男性介護職員の有無	○	
従業員への研修の実施	○	月１回以上
サービスマニュアルの作成	○	
身体的拘束	×	
その他		

（2）施設利用にあたっての留意事項

①面会

・食料品の持ち込みについて

・面会時間は２４時間いつでも可能です。

・面会に来られた際、利用者の方に食べ物を食べていただく場合、食事制限・絶食している場合、または、食事時あまり食べられず心配することになりますので事前に必ず職員に声をかけてください。

・面会の際お持ちになった食べ物はそのときに食べていただくか、残ったものは職員までお預けください。

・ナマモノの持ち込みはご遠慮ください。

・食事療法などをしておられる方、上手に飲み込みができない方もいらっしゃいますので、同室者および他の利用者へのお心使いは、職員に聞いてください。

②飲酒・喫煙

＃喫煙

・昼夜間施設内での歩きタバコ、又は居室内での喫煙は防火上、他人の迷惑など理解していただき施設が定める**指定場所以外の喫煙はご遠慮願**います。

・利用者の健康状態によっては、医師・看護師、家族などと相談の上、職員によって管理させていただきます。

・タバコは職員で管理させていただきます。

＃飲酒

・居室内での飲酒と時間的観念のないような飲酒は、遠慮していただきます。

・利用者の健康状態によっては、医師・看護師・家族などと相談の上職員によって管理する場合もあります。

・行事、その他で出すこともできます。

③所持金品

・利用者もちのお金の管理、金額の把握はできません。紛失されてもいけませんので多額の現金等は居室に持ち込まないでください。
（事務所内金庫にて責任をもってお預かりします。）

・万一の紛失に備えて、衣類、生活用品などの持ち物には**すべて名前を油性マジックで記入**してください。（黒い色の衣服にはゼッケンを縫いつけてください。）

・本人のおき忘れなどで、入れ歯を紛失することがあります。名前のないことが多いので見つかる可能性は少ないです。

・利用者本人が管理している所持品が紛失した場合、**探す努力はいたしますが一切責任を負いかねます。**
・利用者同士でのお金の貸し借りはしないでください。
・貴重品の管理は出来にくいので、高価なもの、大切なものは事務所でお預かりします。

④医薬品の管理・服用について
・薬は施設内の医務室で管理します。
・薬には、合わないもの、飲み合わせしてはならない薬がありますので、売薬での常備薬がある場合でも看護師室でお預かりします。

⑤ケガ・病気について
・高齢になると**何もないところで転倒**したりすることがあります。
・ちょっとした段差などで、つまずくこともあります。
・利用者同士が、ぶつかってしまったりすることも考えられます。
・外出の際の、事故については責任を負いかねます。
・天災・火災など、避難する際ケガをすることもあります。
・職員が介護する際、細心の注意はしておりますが、突発的な事故が生じる場合があります。
・歩行ができなくても、ベッドから降りようとして、転落する場合があります。
・食事中または、間食しているときなど、食べ物をのどに詰めることがあります（その人の嚥下状態にあわせた食事形態をとっています）。
・集団生活を送っていますので、風邪など感染することも考えられます。
・入所時、元気に入居されても環境の変化などにより、体調を崩したり認知症が進んだりすることもあります。
・入所時、認知症がなくても年齢とともに認知症が現れることもあります。
・入所後、徐々に歩行ができなくなる等、出来ないことがでてくるかもしれません。
・歩行が不安定になってしまい、**車椅子に変更することもあります。**その方の残存機能を生かしながら、安全にも配慮しなければいけませんので、**ご家族の希望に添えない場合**もあります。
・緊急で行く場合、希望の病院にいけない場合もあります。
・夜間は３名で介護をします。**常時１対１での介護はできません。**

⑥利用時の緊急対応について
・利用時に急な発熱、ケガにつきましてはご家族様に連絡します。かかりつけの病院を希望される場合は、申し出てください。かかりつけの病院がない場合は、**施設が提携している医療機関に通院**します。
・**通院する時は、ご家族様の同行を希望**します。

⑦所持品の持ち込み
・生活に必要なものに限ります（衣類・タオル・洗面用具等）。
・紛失防止のため**すべての持ち物に油性マジックで名前を記入**してください（黒いものにはゼッケンをつけてください）。

・名前を記入して頂いても、自分のものと他人のものと区別がつかず、片付けてしまう利用者もあり、紛失する場合もあります。

⑧持ち込み禁止物

・刃物　ライター　マッチ　カイロ　危険な洗剤　冷蔵庫　電熱器　電気毛布　電気ポット　高価なもの

※テレビ・ラジオは、他の利用者の迷惑にならないようにイヤホンを使用するようにしてください。

⑨居室について

・居室の配置は、本人の状態に合わせて決めさせていただきますが、ご希望があれば出来る限り添うようにいたします。

・居室の空き状態により、ご希望に添えない場合もあります。

⑩その他

・当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動・営利活動を行うことはできません。

・衣類の洗濯時、手洗い・乾燥機不可のもの等に分けていますが、縮んでしまう場合もあります。

7．緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

1．緊急連絡先		
	氏　　名	
	住　　所	
	電　話　番　号	
	続　　柄	
2．緊急連絡先		
	氏　　名	
	住　　所	
	電　話　番　号	
	続　　柄	

※緊急の場合、施設側はまず第1緊急連絡先に連絡します。連絡が取れない場合は第2緊急連絡先に連絡します。それ以外の方への連絡は施設側から行いませんので、連絡をお受けになった方で行ってください。

8．事故発生時の対応

1．事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2．事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

９．秘密の保持

１．事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

２．事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

３．事業者は、利用者の家族から、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

１０．非常災害対策

・防災時の対応

①消防機関への通知・確認

②全館非常放送

③避難誘導・消火活動

④人員の確認・救護活動

・防災設備

消火器、室内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知機設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報装置、非常ベル、放送設備、非難器具、誘導灯、防火シャッター・ドア

・防火訓練

年間３回　消火、通報及び非難誘導等訓練実施

・防火管理者　　竹内　恒司

１１．サービス内容に関する相談・苦情

・当施設ご利用者相談・苦情

担当　　生活相談員・介護支援専門員　電話　０７３－４９５－３２１６

・その他

当施設以外に、各市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

１２．当施設の概要

名称・法人種別		社会福祉法人　　清和福祉会
代表者役職　氏名		理事長　　瀧畑　しづ恵
住所地・電話番号		和歌山県海草郡紀美野町安井６－１
		ＴＥＬ　０７３－４９５－３２１６
事業所	居宅介護支援事業所	（美里園指定居宅介護支援事業所）
	介護老人福祉施設	（特別養護老人ホーム美里園）
	通所介護	（美里園デイサービス事業所）
	訪問介護	（美里園ホームヘルパーステーション）
	認知症対応型共同生活介護	（グループホーム美里園）

契約をする場合は以下の確認をすること

令和　　年　　月　　日

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護のご利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者
所在地　　和歌山県海草郡紀美野町安井６－１
名　称　　特別養護老人ホーム美里園
説明者
氏　名　　印

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者　　住所
氏名　　印

（代理人）　　住所
氏名　　印